

# 西粟倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7年 7月22日(火) 午後6:30～ 7:00

2. 開催場所 あわくらホール

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆 欠	事務局長 春名 一樹
○ 萩原眞壽雄	事務員 谷口 亮太郎
○ 上山光重	
○ 清水貴志	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之	
○ 小椋義宣 欠	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)
- ・ 議案第2号 農地法第3条
- ・ 議案第3号 農地法第5条
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3
- ・ 報告第2号 現況証明

5. 議決事項

- ・ 議案第1号  許可・不許可
- ・ 議案第2号  許可・不許可
- ・ 議案第3号  許可・不許可

6. 内容

事務局長	それでは、お時間となりました。7月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。 本日は青木委員、小椋委員より欠席の連絡をいただいております。 それでは、会長よろしく申し上げます。
会長	それでは、議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしく申し上げます。 まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号7番の上山委員と

	<p>8番の新田委員にお願いします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>それでは、早速ですが資料2ページ目をお願いします。</p>
事務局	<p><b>■議案第1号 P2</b> 農用地利用集積等促進計画の公告について。 今回、8件の新規設定の申請がありました。</p> <p><b>■申請番号24（使用貸借権）6筆</b> 渡し人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏 受け人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p><b>■申請番号25番（使用貸借権）7筆</b> 渡し人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏 受け人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p><b>■申請番号26番（使用貸借権）1筆</b> 渡し人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏 受け人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p><b>■申請番号27番（使用貸借権）2筆</b> 渡し人 岡山県●●●番地 ●●●氏・●●●氏 受け人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>地域計画に記載がない者は原則農地の貸し借りはできませんが5ページにあります 「貸借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等」の書類を提出いただいているので、 地域計画に追加をすることなく契約が可能です。契約者は村で●●●を使った事業を展開する予定で本村だけでなく美作市や兵庫の方にも農地を借りていく予定との事です。 今後は地域計画にも位置付ける予定になります。</p> <p><b>■申請番号28番（貸借借権）1筆</b> 渡し人 津山市●●●番地 ●●●氏 受け人 西栗倉村●●●番地 ●●●株式会社</p> <p><b>■申請番号29番（貸借借権）1筆</b> 渡し人 美作市●●●番地 ●●●氏 受け人 西栗倉村●●●番地 ●●●株式会社</p> <p><b>■申請番号30番（貸借借権）</b> 渡し人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏 受け人 西栗倉村●●●番地 ●●●株式会社</p> <p><b>■申請番号31番（貸借借権）</b> 渡し人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏 受け人 西栗倉村●●●番地 ●●●株式会社</p> <p>●●●株式会社の4件の申請は全て●●●前にあります、●●●の場所になっています。また、申請番号28番の案件に関しまして、土地の名義人は土地の名義は●●●氏となっていますが、追加資料にあります「相続に関する自己申告書」を●●●氏から提</p>

	<p>出をいただいているので相続が完了していなくても土地を管理している●●●氏名義で使用貸借権の利用ができるものとなっております。</p> <p>詳細は7～22ページ・追加の資料に添付をしておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>第1号議案について、何かありますでしょうか。</p>
	<p>(意見聴取)</p> <p>異議なし。</p>
会長	<p>他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第2号議案について説明をお願いします</p>
事務局	<p>■議案第2号 P23 農地法3条の案件です。</p> <p>■申請番号32番 1筆</p> <p>譲渡人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏 譲受人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>本件は売買による所有権移転の案件になります。</p> <p>23Pの議案書の渡し人欄は、故●●●氏になっておりますが、この後の報告1号にて相続の届出にて●●●氏へ相続される案件になります。受人の●●●氏はこれまで営農の経験が無く、新規就農となるため営農計画書を提出いただいております。</p> <p>詳細は24～40ページに添付をしておりますのでご確認ください。</p>
会長	<p>第2号議案について、何かありますでしょうか。</p>
	<p>(意見聴取)</p> <p>異議なし。</p>
会長	<p>他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第3号議案について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 P41 農地法第5条に係る転用の案件です。</p> <p>■申請番号11番 2筆</p> <p>事業計画者 西栗倉村●●●番地 ●●●氏 土地所有者 石川県●●●番地 ●●●氏</p> <p>本件は、6月農業委員会総会にて保留になった案件の再申請になります。前回の総会に</p>

	<p>て「地元住民の理解を得られていないから」とし、案件を保留としました。しかし、「地元住民の理解を得られていない」ことを理由に保留は農業委員の権限外になります。前回の審議の際にお伝えすればよかったのですが、こちらが勉強不足でお伝え出来ませんでした。この件について、岡山県農業会議へ問い合わせ、他の農業委員会総会の事例を確認したところ、保留の案件としては「書類上の不備」「申請の順序が誤っている」「添付資料に不明な部分が多く次回に追加資料を求める場合、もしくは申請者に次回総会にて説明を求める場合」等が挙げられます。本件は書類上の不備もなく、農地法上の転用の基準を満たしていると考えられます。</p> <p>詳細は 42～56 ページに添付しておりますのでご確認ください。</p>
会長	今回の件は、保留の案件にも該当せず農地法上の問題もないので許可しかないということでしょうか。
事務局	はい、農業委員会は農地法にのっとって審査を行うものですので問題がなければ許可となります。
萩原委員	●●●地域での説明会はどうだったのか
清水委員	集落の若い人たちが土壌汚染や水質汚染に関して心配をしており、「その点に関しての説明会を最初にやっておくべきではないか」という点がずっと引っかかっていたようです。「事業を辞めろ」とか「反対する」といった意見は無いと最初に前置きをして、説明会を事前に行うのと、地域への配慮がたりなかったのではという意見を言っていました。
会長	他に第3号議案について何かありませんか
萩原委員	このような案件は難しいですね
会長	例がなかなかないので仕方ないところもあると思います。
会長	他に無いようでしたら、第3号議案についてはご承認いただきました。 次に、報告第1号について説明をお願いします
事務局	<p>■報告事項第1号 P57</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出についてです。</p> <p>今回相続の届出が2件、任意の報告が1件ありました。</p> <p>■報告番号34番 7筆</p> <p>届出者 西粟倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>本件は故●●●氏の死亡による相続の届出です。</p>

	<p>■報告番号 35 番 5 筆</p> <p>届出者 兵庫県●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件は故●●●氏の死亡による相続の届出です。</p> <p>■報告番号 36 番 1 筆</p> <p>届出者 西粟倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件は昨年 1 月の農業委員会総会にて申請があった贈与による所有権移転です。</p> <p>今回、所有権移転が完了した報告になります。こちらは任意の報告になります。</p> <p>詳細は 60～89 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	報告事項第 1 号について、何かありますでしょうか。
(意見聴取)	
異議なし。	
会長	他に無いようでしたら、次に報告第 2 号について説明をお願いします。
事務局	<p>■報告事項第 2 号 P90</p> <p>現況証明願（非農地証明願）の届出についてです。</p> <p>■報告番号 33 番 1 筆</p> <p>届出者 西粟倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件は、道路を拡幅する際に、地目変更ができていない土地だったようです。面積も小さく農地としても利用できないので今回申請をいただきました。会長、会長代理、春名委員により現地確認を行い、雑種地と判定しました。</p> <p>詳細は P91～95・現地確認の写真はお手元に配布しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	報告事項第 2 号について、何かありますでしょうか。
(意見聴取)	
異議なし。	
会長	その他、事務局からありますでしょうか。

事務局	①前回の総会にて小椋委員より要望がありました、農業委員会活動記録簿のマニュアルがあれば全体に共有してほしいとの事でしたが、岡山県農業会議に問い合わせたところお手元にある資料を共有いただきました。今後の活動を記録する際にぜひ参考にさせていただければと思います。
会長	以上よろしいでしょうか。 無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。
事務局長	お疲れさまでした。 それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。
会長代理	～閉会～

年 月 日

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_